

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE



Newsletter

February 2018

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 19

M&A・海外進出に関する 社内研修プログラムのご案内

昨今の M&A や海外進出の対象国の多様化に伴い、限られた国や地域での経験や知識だけでは対応が難しいケースも増えています。

ベーカーマッケンジーでは、多国籍企業間の M&A やジョイントベンチャーで培った知識や経験を集約し、日本企業の法務部や海外進出業務担当者の方を対象とした社内研修用のセミナープログラムを提供しています。

- 国内外の M&A の経験が豊富な M&A 部門のパートナー弁護士が講師を務めます。
- 開催回数と時間は、ご希望のプログラムの内容、レベルや、貴社のご都合を勘案して、フレキシブルに設定可能です。
- 詳細は[こちら](#)をご覧ください。
- 本件に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。
seminar.tokyo@bakermckenzie.com

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 19 となる本号では、産業競争力強化法の改正やタックスヘイブン税制上の部分合算課税の適用除外要件の概要等、国内外の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

- [自社株を対価とする株式取得に関する産業競争力強化法の改正](#)
- [グループファイナンスに係る利子に関するタックスヘイブン税制上の部分合算課税の適用除外要件](#)

2. アジア

- [台湾：労働基準法の改正法案における主要な改正点](#)

3. 豪州

- [オーストラリア：新法案におけるコーポレート・コンプライアンスの強化](#)

4. 欧州

- [ロシア：新ルールによる破産に関する責任の拡大](#)
- [ドイツ：優遇税制を受けている関連者へのロイヤリティ支払い等に係る損金算入を制限する法律が施行](#)
- [フランス：労働法改正－解雇法制に関する変更に焦点を当てて](#)
- [トルコ：電子商取引を行う事業者に対する VAT 課税の改正](#)

1. 日本

自社株を対価とする株式取得に関する産業競争力強化法の改正

2018年2月9日、産業競争力強化法の改正案（以下、「改正案」）が閣議決定された。改正案では、自社株を対価とする株式取得に関する会社法の特例措置が導入される予定である。改正案は今後のM&A実務に大きな影響を与えるものと予想されるため、以下に概要を紹介する。

改正の経緯

自社株を対価とするM&Aに関する会社法の特例措置の必要性

近時の欧米における大規模なM&A案件においては、株式が対価とされることが多い。背景には、株式を買収対価として用いることにより、借入等の資金調達を経ずとも、機動的に大規模買収を行うことが可能となるという事情がある。加えて、必ずしも現時点で手元資金に余裕のない新興企業も規模の大きいM&Aを行うことが可能となるという意義もある。

以上のような意義があるにもかかわらず、日本企業が買主となるM&Aにおいて、買収対価の支払いに自社の株式を充てることは極めて少ない。それには種々の理由があるものと思われるが、会社法の観点からみれば、履践しなければならない手続が多く、また、M&A取引の当事者に不測の責任が生じることが大きな障害となっていると指摘される。

法的な観点から見た場合、「株式を対価とする買収」という取引は、(i)売主が所有する対象会社株式（以下、「対象会社株式」）を現物出資財産として、(ii)買主が新株発行又は自己株式の処分を行うものであると分析される。このような(i)及び(ii)の要素は、会社法上一定の手続を経ることを求められる可能性があるものであり、例えば、(i)の要素からは買主株式の価格設定について検査役の選任申立て（会社法207条1項）等が必要となり、(ii)の要素からは（自社株の発行価額は買収プレミアムが上乗せされていることが通常であることを考えると）有利発行として株主総会特別決議の要否が問題となる場合が多いと考えられる。

公開買付を対象とする会社法の特例措置

以上のような問題点は従来から指摘されていたところ、2011年の産活法の改正により、株式を対価とする公開買付（TOB）について会社法の特例措置が導入され（現行・産業競争力強化法34条に承継されている。）、公開買付という文脈に限って上記のような会社法の手続を緩和する特例措置が導入された。

もっとも、近年では、ベンチャー企業等の非上場企業を対象とするM&Aの取引価額も大きなものとなることもあり、このような場合に自社株を買収対価として利用したいという要請が大きいところ、現行法の特例措置は公開買付の場面以外を対象としておらず、不十分さが否めなかった。改正案は、公開買付に限らず、自社株を対価とする株式取得一般において、会社法の特例措置（以下、「本特例」）を導入するものである。以下、具体的な内容について詳述する。

本特例の内容

本特例の適用要件

まず、前提として、本特例の適用を受けるためには、株式取得の対価となる株式の発行等を行う事業者（以下、「認定事業者」）が、事業再編計画（又

は特別事業再編計画)を作成し、主務大臣に提出してその認定を受ける必要がある。その上で、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する必要がある。

- (a) 認定事業者が買主となり、譲渡により他の株式会社の株式を取得する場合であって、当該取得の対価として株式の発行又は自己株式の処分をするとき（改正案 32 条 1 項前段）
- (b) 認定事業者の子会社が買主となり、(i)認定事業者が当該子会社に株式の発行又は自己株式の処分をするとともに当該子会社が譲渡により他の株式会社の株式を取得する場合であって、当該取得の対価として当該認定事業者の株式を交付するとき（改正案 32 条 1 項後段）

(b) は、認定事業者の子会社が直接の買主となり、認定事業者の株式を交付するという場合を想定した要件である。なお、ここで「子会社」とは、「会社が発行済み株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして主務省令で定める法人に限る」とされている。

本特例の内容

本特例の主な内容は以下のとおりである。

	特例措置	(参考) 会社法のデフォルト・ルール
募集事項の決定機関	対価として交付する株式の数に 1 株当たり純資産額を乗じて得た額が、認定事業者の純資産額の 20%以下のときは、株主総会決議不要（改正案 32 条 2 項による会社法 200 条並びに 201 条 1 項及び 2 項の適用除外、並びに、改正案 32 条 3 項による会社法 796 条 2 項の読替準用） ただし、株主総会決議が必要となる場合あり	原則として、株主総会特別決議（会社法 199 条 2 項）
募集事項の内容	募集株式 1 株と引換に給付する対象会社株式の数を定めれば足りる	募集株式の払込金額について決定する必要（会社法 199 条 1 項 2 号）
支配株主の異動を伴う場合の特則	募集株式の引受人が株主となった場合に同人が有する議決権の数が総議決権の数の 50%を超える場合でも、会社法 206 条の 2 所定の手続を履践する必要はない	募集株式の引受人が株主となった場合に同人が有する議決権の数が総議決権の数の 50%を超えるときは、会社法 206 条の 2 所定の手続を履践する必要
検査役の選任	検査役の選任申立ては不要（改正案 32 条 1 項による会社法 199 条 1 項 3 号の適用除外）	金銭以外の財産を出資の目的とするとき（現物出資）は、その旨及び当該財産の内容及び価額を定める（会社法 199 条 1 項 3 号）とともに、当該価額の調査のため裁判所に検査役の選任を申し立てる必要（会社法 207 条 1 項）
価額填補責任	応募株主及び認定事業者の取締役の価額填補責任は生じない（改正案 32 条 2 項による会社法 212 条の適用除外。会社法 213 条は会社法 212 条 1 項 2 号の適用を前提とする規定であるため、適用される余地がない）	現物出資により株式を引き受ける場合、募集株式の引受人や取締役は価額填補責任を負う（会社法 212 条、213 条）
既存株主の保護	自社株を対価とする株式取得に反対する認定事業者の株主は、株式買取請求が可能（改正案 32 条 3 項による会社法 797 条及び 798 条の読替準用）	N/A

(認定事業者の子会社が直接の買主となる場合(改正案 32 条 1 項 後段の場合))

株式取得を行おうとする子会社は、(親会社である)認定事業者の株式を取得できる(改正案 32 条 2 項による会社法 135 条 1 項の適用除外)

子会社は、親会社の株式を取得できない(会社法 135 条 1 項)

以上の他、改正案 32 条では、会計処理及び商業登記その他に関する読替措置も定められている。

近時の会社法改正議論の動向

今般の産業競争力強化法の改正は、自社株を対価とする M&A を促進するため、その障害となる会社法上の規律を特例として緩和することを目的とするものである。現在開催中の法制審議会(会社法制(企業統治等関係)部会)においては、会社法 199 条 1 項の募集によらずに自社株を対価として他の会社を子会社とすることを可能とする制度(株式交付)を会社法に盛り込む方向で議論が進んでいる。実際に株主交付が会社法に盛り込まれることとなるかは依然注視する必要があるものの、自社株を対価とする M&A を行う上での障害は除かれつつあるといえよう。

[最初のページに戻る](#)

グループファイナンスに係る利子に関するタックスハイブン税制上の部分合算課税の適用除外要件

本年 1 月末日、国税庁から「平成 29 年度改正外国子会社合算税制に関する Q&A」(以下、「本 Q&A」という。)が発表された。本 Q&A は法令もとより通達としての法的性質を有するものではないが、国税庁による実務上の取扱方針が示されており、事実上依拠すべき資料といえる。本 Q&A では平成 29 年改正後のタックスハイブン税制に関する実務上のポイントが多岐にわたって記載されており、実務上参考にするべきところが少なくないが、本稿ではその中でもいわゆるグループファイナンスに係る利子の部分合算税制について触れる。

周知のとおり、平成 29 年度改正後タックスハイブン税制は、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において適用される。改正前においては、特定外国子会社等(租税負担率が 20%未満の外国関係会社)が「事業基準」「実体基準」「管理支配基準」「所在地国基準又は非関連者基準」等の適用除外要件を満たしている場合であっても、投資による運用益や知的財産権等の提供のみで得られる対価等、実質的な事業活動を伴わない「資産性所得」については部分的に内国法人の所得と合算して課税がなされる制度となっていた。平成 29 年改正後タックスハイブン税制においては、部分合算所得の対象が「資産性所得」から「受動的所得」に改められ、その範囲が広がることとなった。

多数の外国関係会社を備えて国際的事業展開をする企業グループにおいては、各事業会社の資金需給を調整し、グループ全体での資金効率の最適化を図るためにいわゆるグループファイナンス機能を有する外国関係会社を設立する場合があるが、改正後においては、原則として貸付金利子を部分合算課税の対象としたうえで、一定の場合に限りグループファイナンスに係る貸付金利子を部分合算課税の対象から除外することとされた。

部分合算課税の対象から除外されるグループファイナンスに係る利子とは、部分対象外国関係会社のうち、その本店所在地国においてその行う金銭の貸付けに係る事務所、店舗その他の固定施設を有し、かつ、その本店所在地国

においてその役員又は使用人が金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが、その関連者等に対して行う金銭の貸付けに係る利子の額とされている。このうち「事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している」（平成29年改正後租税特別措置法第66条の6第6項第2号）という文言の意義についてはこれまで明らかでなかった。もっとも、「事業を的確に遂行」というワーディングは今回の措置法以外にも各種業法において用いられてきた例があり、例えば貸金業法第6条第1項第15号では貸金業の登録要件として「貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備」されていることが必要とされている。

当該要件に関してはかねてより金融庁から「貸金業者向けの総合的な監督指針」が公表されており、「貸金業者登録審査事務チェックリスト（貸金業を的確に遂行するための必要な体制）」として、当該貸金業法上の要件審査に関する項目が網羅されている。もっとも、企業が行うグループファイナンスの実態を踏まえると、同チェックリストの内容を満たすような会社は存在しづらいとも思われ、そうすると、措置法にいう「事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事」という要件は相当ハードルが高いのではないかという危惧もあったところである。このような流れの中、国税庁は本Q&Aを通じて上記要件に関する一定の指針を発表しており、実務上の有用性も高いと思われるため、以下この点について説明する。

「通常認められる業務」の意義

本Q&Aによれば、部分合算対象から除外されるのはグループファイナンス事業に関する貸付利子であり、そこでいうグループファイナンス事業の内容としては大要以下のような業務フローが想定されている。そして、役員又は使用人が以下でいう財務業務及び貸付業務のいずれにも従事している場合には、「金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している」という要件を満たす（本Q&Aの記載を見る限り、双方の業務に従事していることは当該要件との関係で十分条件ではなく必要条件である。）。なお、この財務業務をグループ内で分担して行っているような場合であっても、以下の財務業務の①から③までのいずれかの業務及び貸付業務に従事している場合であっても当該通常必要と認められる業務の全てに従事していると認められる。

- 財務業務**
- ① 自社による投資計画や負債の返済の見通し等をもとにした資金計画の作成、資金需要の予測等の親会社又は資金管理会社（※1）への報告
※1 グループファイナンスを実際する際に多国籍企業グループは、通貨・為替、時差、法令・規制等の観点からグループをいくつかの範囲に分割し、その範囲の資金管理を統括する資金管理会社を設立している場合がある。また、地域統括会社が兼務している場合もある。
 - ② グループ各社から報告された情報に基づくキャッシュ残高や予測に係る情報に基づくグループ全体又は資金管理会社の管理する単位の資金計画の策定、金利設定等（※2）
※2 資金計画の算定にあたっては、グループ内の余剰資金の有効活用の他、外部からの資金調達をすることも考えられる。
 - ③ 資金計画に基づく具体的なグループファイナンス方法の検討（※3）
※3 例えば、自社の資金契約や貸付時点の外部環境等を踏まえ、貸付方法（長期又は短期のロールオーバー）、貸付条件（変動又は固定）等について経済性を踏まえた検討を行うことが該当する。

- ④ 上記③に基づく貸付の実施、契約事務、入金管理・回収等
- ⑤ (部分対象外国関係会社等が銀行等の金融機関ではない場合) 銀行等の金融機関の提供するキャッシュ・マネジメント・システムを利用し、上記③で決定した貸付先・貸付金額・貸付期間を設定して会社間貸借を適時自動的に実施すべく銀行等に委託
- ⑥ (部分対象外国関係会社等が銀行等の金融機関ではない場合) 上記④の入金管理・回収等を代行会社に委託

上記⑤・⑥の委託を行う場合、業務委託を行ったという事実のみによって委託者が「全てに従事」していないということにはならないが、業務委託にあたって、その外国関係会社が仕様書等を作成し、又は指揮命令していることが必要である(補助業務は除く。)。この点、グループファイナンスに関しては、上記①ないし④の業務が行われることが前提となっており、上記③で貸付先・貸付金額・貸付期間等が設定され、それに基づき会社間で金銭消費貸借契約が結ばれることとなっている。その上で、部分対象外国関係会社等が銀行等の金融機関ではない場合には上記③で設定された条件に従って上記⑤及び⑥の業務委託が実際されるものであれば、通常は、外国関連会社が仕様書を作成し、それに沿って業務委託をしているものと考えられるとされている。なお、先般改正された租税特別措置法関係通達 66 の 6-16 (措置法第 66 条の 6 第 6 項第 2 号への準用あり) でも「措置法第 66 条の 6 第 2 項第 3 号イに規定する「全てに従事している」ことには、外国関係会社の業務の一部の委託(補助業務(広告宣伝、市場調査、専門的知識の提供その他の当該外国関係会社が業務を行う上での補助的な機能を有する業務をいう。))以外の業務の委託にあつては、当該外国関係会社が仕様書等を作成し、又は指揮命令している場合に限る。」と規定されており、上記本 Q&A の内容は同通達の内容を踏まえた上でより内容を例示・具体化したものと思われる。

なお、各財務業務及び貸付業務につき、それぞれ事業年度を跨いで実施した場合に、各事業年度において「金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している」という要件を満たすのか、ということが問題となりうる。すなわち、部分合算課税の該当性判断は各事業年度ごとに行われるため、それぞれの事業年度において財務業務及び貸付業務の双方を実施していなければならないとすると、当該要件は満たされないとと思われる。この点についても本 Q&A は一定の示唆を加えており、貸付の決定から回収までは一定の時間的経過を要する以上、各事業が一体として行われたと認められる事実があれば、事業年度を跨いで各業務が実施されたとしても、当該要件を満たすとしている。

本 Q&A により、国税庁が想定しているグループファイナンス事業の具体的な内容はある程度明らかになったとはいえ、他方で財務業務・貸付業務につきどの程度実施の実態があれば良いのかといった点については、なお明らかではない。特にグループファイナンス事業の実施にあたっては、本 Q&A も言及しているとおり他のグループ会社と分担して実施している実態が多く存在すると考えられるが、他方で本 Q&A は、各外国関係会社が財務業務及び貸付業務の双方を実施していなければならないと述べており、事業分担の実態を踏まえてどの程度の分担実施の事実があれば各会社が当該業務を実施したと認定されるのかはいまだ不明確である。もっとも、この要件に関しては、一義的な要件を示すことは困難と思われ、判断が各事案ごとの個別事情に左右されるところが大きいとため、今後具体的な事例の集積が待たれる。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

台湾

労働基準法の改正法案における主要な改正点

2018年1月10日、台湾の立法院は、労働基準法の改正法案を可決した。今回の改正法案における主要な改正点は、以下の通りである。なお、改正労働基準法は、2018年3月1日に施行される予定である。

- ・ 休日労働に対する割増賃金について、改正前の「1時間労働した場合4時間分労働したものとみなす」という計算方法は廃止され、改正後は、実際の労働時間に基づいて割増賃金が支払われる計算方法が採られることとなった。
- ・ 改正により、1ヶ月あたりの時間外労働の上限が46時間から54時間に引き上げられた。ただし、改正後においても、3ヶ月あたりの時間外労働の上限については、改正前と変わらず138時間のままとする。
- ・ 改正により、使用者と労働者は（最低で、時間外労働1時間に対して休暇1時間の割合に基づく）「時間外労働に対する振替休暇」について合意することが可能となった。また、使用者と労働者は上記合意に際し振替休暇の使用期限を定めることができるが、使用期限を徒過した又は退職日時点で使用されていない振替休暇については、使用者は適用ある時間外割増比率に基づいて割増賃金を支払う必要がある。
- ・ シフト制に基づいて勤務する労働者について、改正前は各シフト勤務の間に最低で11時間の連続した休憩時間があることが必要とされていたが、改正後は、特定の業種に関しては、台湾労働部による公表、労働組合等の同意等一定の手続を経た場合に限り、8時間の連続した休憩時間で足りることとなった。
- ・ 改正前は、「7日ごとに1日は休日を定めなければならない」という義務があったが、改正により、特定の業種に関しては、労働組合等の同意を経た場合に限り、「14日ごとに2日は休日を定めなければならない」という義務に緩和することが可能となる。
- ・ 改正により、使用者と労働者が合意した場合、未使用の有給休暇については翌年に繰り越せることとなった。翌年に繰り越された未使用の有給休暇が当該翌年中にも使用されなかった場合、使用者は当該未使用分の有給休暇について給付を行う必要がある。

専門的知識等を有する外国人労働者の雇用の促進に関する法律の成立

同法律は、外国人労働者が台湾で労働することを促進するための給付等について規定しており、2018年2月末日までに施行することを目指して手続が進められている。

[最初のページに戻る](#)

3. 豪州

オーストラリア

新法案におけるコーポレート・コンプライアンスの強化

2017年の会期の最終週に、オーストラリア政府は2つの新法案を上院へ提出した。これら法案が成立すれば、会社に課される規制が強化されることとなる。本法案の最終的な形は現時点では不明だが、新法案の適用を受ける会社は、内部規則の更新、手続の見直し、従業員等へのさらなるトレーニングの実施、適切な計画等が求められることに備える必要がある。

2017年刑法（反会社犯罪）修正法案（the Crimes Legislation Amendment (Combatting Corporate Crime) Bill 2017）（以下、「会社犯罪法案」）の重要な点は、会社が不正行為を防ぐための「適切な手続」を備えていたことを立証しない限り、海外の贈収賄について会社の刑事責任を認める点にある。何が「適切な手続」なのかに関するガイドラインはまだ公表されていないものの、会社が手続を構築するにあたっては、海外の事例を参考にすることができる。

2017年財産法（公益通報者保護強化）修正法案（the Treasury Laws Amendment (Enhancing Whistleblower Protections) Bill 2017）（以下、「公益通報法案」）に関連し、法務・コンプライアンス部門は、特に、当該法案において、公益通報者が匿名で報告を行うことができ、さらに当該法案で規定されている保護を受けることができる中で、内部調査を行うための新しい体制をどのように実行するかを検討するため、人事部門と連携する必要がある。

会社犯罪法案

会社犯罪法案の主な内容として、次のものが挙げられる。

- ・ オーストラリアにおける海外贈収賄犯罪の範囲（贈収賄を構成する範囲、不正な金銭の支払い又は支払いの提案の意図、及び裁判所が犯罪を認定するにあたって考慮すべき又は考慮すべきでない事項に関するものを含む）の拡大と明確化。
- ・ 会社が「適切な手続」を備えていたことを立証しない限り、海外の贈収賄について会社の刑事責任を認定。
- ・ 海外贈収賄だけでなく、オーストラリア公務員の贈収賄及び他の特定のオーストラリアにおける犯罪にも適用される、起訴延期合意システム（Deferred Prosecution Agreement Scheme）の導入。

「適切な刑事手続」に関して、説明覚書（Explanatory Memorandum）は、以下のように説明している。

「何が「適切な手続」といえるかについては、事案ごとの裁判所の判断による。この概念は、会社の規模・性質を含む関連する事情に応じて、拡大又は縮小解釈され得る。以下で述べるとおり、新70.5B条は、大臣は、会社が、その社員が海外公務員に贈賄するのを防ぐために取るべき手続に関するガイドラインを公表しなければならないと規定している。」

この大臣のガイドラインの公表を待つ間、会社のコンプライアンス・プログラムを構築するにあたっては、海外の多くの事例を参考にすることができる。最もよく知られているものとして、英国司法省（Ministry of Justice）の商業機関のための贈賄防止に関するガイドライン（Guidance to help commercial

organisations prevent bribery) 及び米国司法省 (Department of Justice) のコーポレート・コンプライアンス・プログラムの考察 (Evaluation of Corporate Compliance Programs) がある。加えて、米国司法省が最近公表した海外腐敗行為防止法の企業内執行ポリシー (FCPA Corporate Enforcement Policy) では、どのように会社のコンプライアンス・プログラムを評価するかということに関する詳細が規定されている。このポリシーでは、各組織の規模や資産に応じて基準が変化することが示されているが、その他の考慮すべき要素も例示している。すなわち、会社のリスク評価及びリスク評価に基づき会社のコンプライアンス・プログラムを規定した方法の有効性、コンプライアンスに対する会社の考え方、並びに会社がコンプライアンスのために費やした資産等である。

オーストラリアのガイドラインの公表を待つ間に、リスク評価を行うことは、会社の刑事責任を問われないようにするために、事業上及びコンプライアンス上有益であり、現時点で実行できる現実的な対応策である。

公益通報法案

2017年12月7日に公益通報法案が上院に提出されており、これが成立した場合、オーストラリアの民間における現在の公益通報システムは強化・拡充される。公益通報法案は、会社及び金融サービスに関する議会共同委員会 (the Parliamentary Joint Committee on Corporations and Financial Services) の報告書に基づいているが、当該報告書で提案された事項 (例えば、公益通報者への金銭報酬システム等) の全てを含んでいるわけではない。それらの提案事項については、今後の導入が検討されている。

公益通報法案は、会社に対する規制を創設することにより、民間における公益通報者の保護を強化している。主な内容として、次のものが挙げられる。

- ・ 2019年1月1日までに、全ての公開会社は公益通報者に関する内部規則を作成しなければならない。登記可能な退職年金組織 (registrable superannuation entities) の受託者である非公開会社及び大規模非公開会社は、この要件の適用が延期されている。
- ・ 2018年7月1日から、公益通報者から保護対象である通報を受け取る全ての通報受領者は、機密性が求められる場合、法案で規定されている除外事由に該当しない限り、通報者の情報及び通報者を特定し得る情報を秘密にしなければならない。
- ・ 2018年7月1日から、公益通報者から保護対象である通報を受けた全ての企業は、当該公益通報者を報復行為から保護しなければならない。2001年会社法に基づく現行の公益通報者保護とは異なり、公益通報者は、これらの保護を受けるために自身を特定する必要はない。

潜在的な問題が見つかった際に会社が迅速かつ効果的に対応できるようにするためには、会社としては、通報された事項について対処できるように、公益通報者が、規制当局ではなく、まず最初に会社に対して問題を通報し易くする必要がある。特に公益通報法案の下では、内部的な通報の後「合理的な期間」が経過しても、通報した事項に対する対応がなされず、「公衆衛生若しくは安全又は金融システムに対する重大な損害を生じさせる差し迫った危険があると信ずべき合理的な理由がある」場合には、公益通報者はメディアに対して報告することができるので、会社は、その内部手続上、通報された事項が迅速に調査されるようにする必要がある。

今後の対応

既に十分な公益通報及び腐敗防止ポリシー並びに関連する手続を整えている会社は、最終的な立法がなされるまで、現在のコンプライアンス・プログラ

ムの修正を控えようとするかもしれないが、効果的なシステムを構築できていない会社は、現在のシステムの改善を検討すべきである。法的規制の変更は大きなものであるものの、仮にこの変更がなされないとしても、これらの対応策は、会社のレピュテーションリスクや法的規制の執行及び訴訟のリスクを軽減することになると考えられる。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

ロシア

新ルールによる破産に関する責任の拡大

ロシアの破産法の改正（以下、改正後のロシア破産法を指して「新破産法」）により、破産者の債務につき代位責任を負う者のリストが拡大され、また、代位責任の根拠が明確化された。

コントローリング・パーソンの定義の明確化

新ルールの下では、CEOに加え、CFO、COO及び経理担当者を含むその他のトップ経営者、清算人及びその他の親族関係や組織上の地位に基づき破産者の行動を支配する又はそれに大きな影響力を持つ者、又は、破産者に不採算な取引を行わせることができた者、破産した会社の支配株主も、破産した会社の債務につき代位責任を負う可能性がある（以下、これらの代位責任を負う可能性がある者を指して「コントローリング・パーソン」）。

経営に関する違法な行為により利益を得た者も、裁判手続を通して責任を負う可能性がある。

新破産法は、破産した会社の株主のうち保有割合が10%を超えない者については、会社の破産の一因となったことが証明されない限り、当該会社を支配していると見做されないことを明確化している。

コントローリング・パーソンの過失

新破産法は、コントローリング・パーソンの過失が認められる場合として、以下を規定する。

- ・ 公的な登記機関（会社登記、法人の行為に関する事実の登記等）に対する不正確な情報の提供
- ・ 会計報告書及び会社の文書の不実表示又は不存在（その事実が証明された場合、CEO及び会計主任に加え、外部会計士及び記録を保管するために雇われた組織も同様に責任を負う可能性がある。）
- ・ 既に倒産状態にあった債務者の財務状況を著しく低下させる行為があった場合

さらに、新破産法は、コントローリング・パーソンの行為（又は不作為）が、債務者の債権を満足させることを不可能にした場合であって、その債権の半数以上が行政法規違反、刑事犯罪、又は税務犯則事件から生じた債権である場合について、コントローリング・パーソンが責任を負うことを規定した。

破産管財人及び／又は債権者は、コントローリング・パーソンの利益のために、若しくはコントローリング・パーソンとともに行われた、又はコントローリング・パーソンの承認に基づき行われた債務者による取引の結果、債権者に著しい損害を生じさせた場合、当該取引につき異議申立てがなされていたか、裁判所により無効とされていたかを問わず、コントローリング・パーソンが代位責任を負うことを要求することができる。裁判所は、代位責

任を判断する手続において、当該取引を審査し、コントローリング・パーソンが破産者たる会社に対して損害を生じさせたと判断することができる。

責任免除事由

役員及び株主は、破産者が他の者により事実上支配されていたことが証明された場合、責任を負わない（又は責任が減少される。）。この場合の立証責任は、取締役（又は株主）が負う。

コントローリング・パーソンは、過失がない場合には責任を負わない。責任を回避するために、コントローリング・パーソンは、その行為が通常の業務過程の行為であったこと、及び、破産者及び第三者の利益を害していなかったことを証明する必要がある。また、破産者の債権者に対してより大きな損害が生じることを回避するために当該行為がなされたことが証明された場合、裁判所は、コントローリング・パーソンの責任を免除することができる。

破産申立ての懈怠責任

新破産法は、破産申立てを懈怠したことに対する責任の主体を、CEOに加えて株主にまで拡大した。株主は、支払不能の兆候を見せていたにもかかわらずCEOが破産申立てを懈怠した場合、破産申立てを行うことを決定するために株主総会を開催する義務を負う。なお、過失により代位責任を負う者は、連帯責任を負う。

新破産法の下では、コントローリング・パーソンは、適時の破産申立てを行わなかったことと破産者が債権者の債権を満足できなかったことの因果関係の不存在につき証明責任を負う。その不存在を示す証拠が裁判所に提出された場合、コントローリング・パーソンは責任を負わない。

詐欺的な破産申立てに関する責任

コントローリング・パーソンは、債権者の債権を完全に満足できる状態であったにもかかわらず、会社が破産の申立てをした場合、損害につき賠償責任を負う可能性がある。

裁判所は、破算手続の開始時又は破産手続の実行中に、コントローリング・パーソンが根拠のない債権者からの請求に対して反論を行わなかった場合、コントローリング・パーソンから損害を回復することができる。

[最初のページに戻る](#)

ドイツ

優遇税制を受けている関連者へのロイヤルティ支払い等に係る損金算入を制限する法律が施行

優遇税制を受けている関連者へのロイヤルティ支払いに損金算入制限を課す新法が、ドイツ連邦議会での可決を経て、2018年1月1日から施行された。2018年1月1日以降、IPボックス等の優遇税制により、ドイツに拠点を置くライセンサーから、通常の法人税が課されていない又は法人実効税率が25%未満となるグループ法人（ライセンサー）へのロイヤルティ支払い（同様の支払いを含む）について、ドイツ国内での損金算入に制限が課されることとなる。この損金算入制限は、ロイヤルティの受取側であるライセンサーが享受している優遇税制がOECDのネクサス・アプローチ（所得の発生に関連した支出に則して知的財産関連所得の便益を納税者が享受できるようにする方法）に準拠したものであれば、適用除外となる。

当初の草案では、適用除外となる優遇税制に関して、ライセンサーの「実質的な事業活動」と関連したものであれば適用を除外するとしていたが、最終的な法律では、適用除外の基準はより明確化され、ロイヤルティ制限は 2015 年 OECD BEPS 行動 5 最終報告書の第 4 章に規定するネクサス・アプローチと合致した優遇税制であれば適用除外となった。

ライセンサー側のロイヤルティ制限に係るこの法律には、いくつかの法的な問題が存在するのではないかと思われる。

ロイヤルティ収入に関してライセンサー側で通常の税率で課税がなされていたとしても、バック・トゥ・バック契約によってライセンサーが他のグループ法人にロイヤルティを支払い、そのグループ法人が OECD のネクサス・アプローチに合致しない優遇税制により便益を受けていた場合、基本的にドイツ法人であるライセンサーはドイツでロイヤルティ支払いの制限を受けることとなる。ライセンサーであるドイツ法人は、ライセンサー側がバック・トゥ・バック取引を行っていた場合、ロイヤルティ制限の要件に該当しないことを証明する必要があるが、通常支払者であるライセンサー側では他のグループ会社や本社レベルの実質的な事業活動や税務ポジションを把握していないことが多く、その証明は困難を極める。ライセンサーが海外側での低率での課税を気づいていなかった場合や知ることができない場合であっても、ドイツのライセンサーはこのロイヤルティ制限に係る立証責任を負うこととなる。

このような状況では、ロイヤルティ支払い制限に係る新法は、ドイツにおける純所得課税の原則（Nettoprinzip）やその支払能力に応じて課税すべきであるとする原則（Leistungsfähigkeitsprinzip）に違反しているのではないかという疑問が残る。憲法の観点からは、一部について単に BEPS 最終報告書を参照しているにすぎないこの新規則は、立法は一般的・抽象的な法規範でなければならないという点からも問題となる可能性がある。最後に、新規則は国境を越えたサービスを明確に区別し、EU 法の下でサービスを提供する自由を妨げ、関連者間の取引より非関連者間の取引を優遇しているという観点で、国家援助規則（State Aid rules）の問題が提起されることも懸念される。

このような背景のもと、影響を受ける企業は法的な対応を検討する必要がある。海外の関連者からライセンスを受けている納税者は、新しい法律に対する予防措置として、現在のストラクチャーについてロイヤルティ支払い制限の適用関係を点検し、必要に応じて、ストラクチャーの見直しを行うことが求められる。

[最初のページに戻る](#)

フランス

労働法改正－解雇法制に関する変更焦点を当てて

昨秋、マクロン政権下で、フランスの経済成長を妨げている等として長く批判されていたフランス労働法の改正が可決され、順次、施行を迎えている。改正点は、解雇法制に関する変更、これまで複数存在していた従業員代表制度の統合、労使間の協議・協定に関する変更、リモート・ワークに関するルールの導入等、多岐にわたっているが、今回は、中でも企業の人事施策に実質的影響を与える解雇法制に関する変更焦点を当て、改正の主要点を説明する。

- 改正前は、使用者が解雇通知を発出した後は解雇通知の修正が許されず、当初の解雇通知における解雇事由の記載が不十分である場合、裁判所に不当解雇と判断されていたが、改正後は、使用者が解雇通知を行った後に、

使用者自ら、又は労働者の求めにより、解雇通知に記載された解雇事由を補足することができるようになった。ただし、新たな解雇事由の追加は認められていない。

- ・ 整理解雇の経済合理性の有無について、改正前は、問題となったフランス企業が属する企業グループのグローバルベースの業績も一部考慮して判断されており、多国籍企業のフランス子会社のリストラクチャリングの障害となる可能性があった。改正後は、同一の企業グループのフランス企業の業績に限り考慮されることとなった。
- ・ 人員余剰を理由とする解雇の場合、改正前は、当該フランス企業又はその同一グループ内企業のフランス国外のポジションへの転換可能性も検討する必要があったが、改正により、検討すべき範囲が、フランス領域内のポジションに限定された。
- ・ 従前、裁判所が認定する、不当解雇に関する賠償金額が予見可能性を欠いているとして使用者側の批判を集めていたが、今回の改正により上限が設けられた。解雇された労働者の職位、企業の従業員数（11名が基準）次第で異なる上限額が適用される。ただし、不当解雇ではなく解雇無効（例えば、従業員代表の地位保証等特定の雇用保障に反した解雇や、差別・ハラスメントにあたる解雇）等の場合には上限の適用がない。
- ・ 一方、不当解雇時の賠償上限額の設定とのバランスに配慮し、法定の解雇手当が変更され、以前は勤続12か月以上の従業員に解雇手当を受け取る権利が認められていたが、勤続8か月以上に引き下げられた。また、解雇手当の最低額が一部増額された。
- ・ 解雇通知の標準書式が定められた。
- ・ 労働者が解雇の有効性を争うことのできる期間が、24か月から12か月に短縮された。

上記改正点は、フランス企業における人事施策の効率化につながる可能性があり、今後の現地実務の動向は、フランスに子会社を有する日本企業にとって注目する価値があるといえる。

[最初のページに戻る](#)

トルコ

電子商取引を行う事業者に対する VAT 課税の改正

トルコ VAT 法（VAT Code）が改正され、VAT に関する新规定が施行・適用された（以下、「新 VAT 規定」）。新 VAT 規定では、トルコ国内に住所、オフィス、本店又はその他の事業拠点を有しない事業者が VAT 納税義務者でない個人に対して電子的に提供する有償サービスに関して生じる VAT について、当該事業者が VAT 申告義務を負い、かつ納税義務を負うことを定めている。新法は 2018 年 1 月 1 日から施行・適用されているが、実際に施行・適用された公式声明（VAT Communiqué Amending General VAT Application Communiqué No. 17）における規定の内容は昨年発表されたドラフト段階の規定とは相当程度異なっており、とりわけ、課税対象となる電子的サービスの範囲を定める定義規定が置かれなかった。この規定はドラフト段階では存在していたものであるが、トルコ財務省（Ministry of Finance）が当該定義規定を置かないまま法案を公布施行するに至った理由は必ずしも明らかでない。

このように、新 VAT 規定は施行まもなく実務上の運用も固まっていない状態である一方で、非居住者たる海外事業者に対して新たな課税の機会を見出すものであるといえ、ビジネスの実務に与えるインパクトは少なくないものと思われる。以下では、今般適用になった事業者に対して課される新 VAT 規定の要点を紹介する。

1. 新設された電子的サービス提供事業者に対する VAT 登録義務の要点

- ・ 対象サービスがトルコ国内に存在する恒久的施設（PE）を介して提供される場合には、原則通り、通常の申告手続きに基づいた納税を行う必要がある。
- ・ 公式声明の適用対象となる電子的サービス提供事業者については、提供するサービスから生じる VAT につき、「電子的サービス提供事業者向け特例 VAT 登録手続（Special VAT Registration for Electronic Service Providers）」を通じた申告が必要になる。
- ・ 当該電子的サービスから生じる VAT については、VAT Return No.3 フォームを通じて電子申告しなければならない。
- ・ 初回の VAT Return No.3 を提出する際は、事前に財務省歳入局（Revenue Administration）が公表している所定のフォームを提出の上、その承認を受ける必要がある。当該フォームの内容が承認された後、Large Taxpayers Tax Office において、非居住者たるサービス提供事業者のための「電子的サービス提供事業者向け特例 VAT 登録手続」がなされる。
- ・ 上記「電子的サービス提供事業者向け特例 VAT 登録手続」を行った者については、別途「事業開始申告」を行う必要はない。
- ・ また、上記「電子的サービス提供事業者向け特例 VAT 登録手続」を行った者については、VAT 申告に際して、会計士による無限定適正意見付きの署名を付する必要はない。
- ・ 事業者とサービス受領者との間の契約において電子的サービス提供事業者がサプライヤーであることが必ずしも明記されておらず、また、請求書その他の書類上も提供される電子的サービスの内容やサプライヤーの名称が明記されていない場合には、当該サービスの提供に中間的に関与している業者が当該電子的サービスの提供によって生じる VAT の申告・納税を行う必要がある。

2. VAT の計算

- ・ 上記「特例 VAT 登録手続」を済ませた電子的サービス提供事業者は、VAT 納税義務者でない個人に対して電子的に提供したサービスから生じる VAT について、当該サービスの種類に応じた VAT 税率を乗じて計算する必要がある。
- ・ 「特例 VAT 登録手続」を済ませた場合、租税手続法（Tax Procedure Code）に基づく法定の帳簿を保存する義務はない。
- ・ また、「特例 VAT 登録手続」を完了した事業者が、VAT Return No.3 申告を行った電子的サービスに関連して、トルコ国内の VAT 納税義務者から商品やサービスの提供を受けている場合、当該事業者がトルコ国内の VAT 納税義務者から受領した商品及びサービスに関する請求書その他の書面において表示された VAT 額の範囲に限って、VAT 減額手続の利益を得られる（VAT 法第 29/1 条）。なお、当該請求書その他の書面は、租税手続法（Tax Procedure Code）の規定に基づき保存管理しなければならない。

3. 申告及び納税手続

「特例 VAT 登録手続」を済ませた電子的サービス提供事業者は、VAT 納税義務者でない個人に対して電子的に提供したサービスに関連して生じた VAT に

関する申告を行う必要がある。この申告はトルコリラ建てで、かつ月ごとに、当該月の翌月 24 日までに、上記 VAT Return No.3 に則って行う必要がある。ただし、2018 年 1 月ないし 3 月までの間に電子的に提供されたサービスに関連して生じる VAT については、特例的に、同年 4 月 1 日から同月 24 日までの間に申告を行えば足りる。

実際の納税は、申告を行った月の 26 日までに行う必要がある。各納税事務所や収税事務代行が認められている銀行において支払うことができる他、トルコ財務省歳入局（Revenue Administration）の Web サイトを通じた支払いも可能である。

なお、サービスの対価が外貨建てである場合には、トルコ中央銀行が定める為替レートに基づいて課税時点のトルコリラに計算し直す必要がある。

当然のことながら対象サービスが電子的に提供されるものでない場合には、上記のような申告期間に関する要件は課されない。

4. 違反の際の罰則

違反の際の罰則も設けられており、既存の租税手続法（Tax Procedure Code）に基づいた加算税の課税対象となる。

[最初のページに戻る](#)

本ニュースレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

© 2018 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジー インターナショナルの他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所を指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。